

新潟市水道局職員就業規則及び新潟市水道局会計年度任用職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月29日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第8号

新潟市水道局職員就業規則及び新潟市水道局会計年度任用職員就業規則の一部を改正する規程

(新潟市水道局職員就業規則の一部改正)

第1条 新潟市水道局職員就業規則（平成6年新潟市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(新潟市水道局会計年度任用職員就業規則の一部改正)

第2条 新潟市水道局会計年度任用職員就業規則（令和2年新潟市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。